

## 次世代育成支援対策推進行動計画策定の一事例 ～たけふっ子エンゼルプラン（第三次）策定によせて～

鈴木 真理子・豊田 修 武<sup>注1)</sup>

### An Example of Action Plan for Supporting the Next Coming Generation, — Planning Process of The Third Takefukko Engel Plan —

Mariko SUZUKI and Osamu TOYODA

Over these 10 years, Japanese governments, mostly the ministry of social welfare and labor, have continued trying to stop the decline in the number of births, but there has been no good change in the situation. It gets even worse, because the measures the governments have established to deal with the effects of a decline in the number of births are only helpful to a few working mothers and leaves out the most mothers, full-time housewives "sengyo-shufu".

As a result, the birthrate of Japan keeps declining. The support for the full-time housewives to raise a child is still lacking, even though there are four times more full-time housewives than working mothers in Japan. From this failure, Japanese governments have learned to widen the support for raising a child to full-time housewives.

Under the Law for supporting the next coming generation, enacted in 2005, both local governments and companies take duties to declare their positive actions for supporting mothers raising next generation. This means that they take the responsibility as a community or a society which are smaller and more familiar groups than a nation. It helps to create better environments for raising a child in practice. From 2000, the policies for action of welfare have shifted from nation to local governments and that reflects more needs from individuals.

Now we would like to introduce the process of how a local community struggles in developing public welfare systems for nursing a child. Takefu-city is one of the examples and we would take closer looks with the descriptions written from the point of one father's view.

#### 1. 次世代育成支援対策推進法と自治体の行動計画

##### 1) 過去の少子化対策の挫折

「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」を踏まえて2005年4月から施行された「次世代育成支援対策推進法」は、わが国の法律としては珍しい10年間の時限法として2003年に成立した。これは現在の逆ピラミッド型の高齢化人口構造が、わが国の経済から社会保障まで、甚大な影響を及ぼすという危機感の表れであり、第3次ベビーブーマー世代が20代後半の出産適齢期を迎える今後の10年間で、少子化進行に歯止めをかけるためである。<sup>注2)</sup>

1998年の「厚生白書」が少子化問題をテーマにしたように、1994年のエンゼルプラン、1999年の新エンゼルプラン、2002年の少子化プラスワン、2004年の「少子化社会対策大綱」「子ども・子育て応援プラン」と10年以上、政府と厚生労働省を中心に各官庁が揃って、少子化解消への取り組みを続けて来た。しかし、効果は全く現われないどころか深刻さを増している。その理由は、新エンゼルプランまでの一番の柱は両立支援であり、保育所の充実（特別メニューの拡充、待機児童数の解消）であった。働いている母親や女性をターゲットに保育所を充実させても、その4倍以上の専業主婦の子育ては楽になっていないことに、子どもを産

む女性たちが気づき出産に向わなかったからだ。出生率下降が治まらない事態から、両立支援は効果がないことに政策・行政関係者や一般社会も遅まきながら気づいた。そこで2005年の「少子化プラスワン」では、母親が働いている家庭の支援から広く一般的な子育て家庭に支援の網を広げた。<sup>(注3)</sup>

## 2) 市町村と企業を車の両輪に

「少子化プラスワン」には『次世代育成支援に関する当面の取り組み方針』として父親の家庭での役割を重視し、「男性の働き方の見直し」で企業も少子化対策に一役買ってもらうことにした。子育て家庭を見守る地域の役割を見直し、『地域における子育て支援』を前提に、広く社会保障の視野から子育て支援をとらえるため、『社会保障における次世代支援』を、また様々な問題を抱えた子どもが増えてることから『子どもの社会性の向上や自立の促進』の4つの柱が掲げられた。

また次世代育成支援対策法は、子供が育つ身近な行政機関である市町村と親の働き方や職場を子育てに適したものにするため、地方公共団体と301人以上の企業に行動計画の策定を義務付けた。これは単なるスローガンによるキャンペーンではなく、実質的で計画的な子育て環境の向上を目指してのことである。

行動計画は5年を1期とした10年間の「市町村行動計画」と「都道府県行動計画」、2年から5年を区切りとした「一般企業主行動計画」の3種で、介護保険や老人医療が保険者を市町村にしたコミュニティケアに統合されたように、子育て支援も保育や相談事業から家庭での子育てを支援するつどいの広場事業まで、市町村を中心としたコミュニティサービスに包括させる方向が鮮明になりつつある。

## 3) 市町村合併による壁

2000年、社会福祉事業法から社会福祉法に改正され、市町村は地域福祉計画が義務付けられ、老人保健福祉、障害者、児童など分野別に地域福祉計画を手がけていた。その流れと一致して市町村行動計画は自治体にとって取り組みやすく見えたが、実際はなかなか簡単にはいかなかった。

2004年は平成合併の最後の駆け込み時期で、多くの業務を抱える自治体職員の手が福祉計画づくりまで回らないのが実情であった。地方の合併の嵐吹き荒れる市町村では、介護保険の見なおしの対応も大変で、「地域福祉計画」、「次世代育成支援対策推進行動計画」への取り組みは遅れ気味であった。

そこで厚生労働省は計画策定へのインセンティブをつけるため、名乗りをあげたモデル市町村には策定過程の支援をしている。福井県の田園豊かな小さい街である武生市はモデル自治体ではないにもかかわらず、2004年1月から2005年1月まで、第2部会だけでも11回の部会を開催し、市民の公募委員を含めて熱心な議論を土台に計画を策定した。

今回は地域の子育てに関心をもち公募委員として参加した一人の保護者の視点で策定過程の一部をまとめた。全体の計画や部会の議論過程を紹介することは紙面上不可能だが、武生市の抱える保育園と幼稚園の問題点を中心に紹介した。納税者である住民としての感覚で考察しており、有意義なものと言えるだろう。

## 2. 武生市の状況と子ども（人口・世帯少子化動向、子育て支援等）

### 1) 町の経済、人口構造・世帯少子化動向

武生市は越前国府のあった歴史文化の豊かな町であ

表1 世帯と人口の推移

年別	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
世帯数(戸)	20,927	21,191	21,404	21,616	22,017
人口	総数(人)	70,941	71,056	71,208	71,183
	男	34,556	34,642	34,719	34,662
	女	36,385	36,414	36,489	36,521
60歳以上人口 (対総人口%)	17,553 24.7%	17,856 25.1%	16,671 23.7%	18,589 26.1%	19,006 26.6%

(各年4月1日現在住民基本台帳人口)

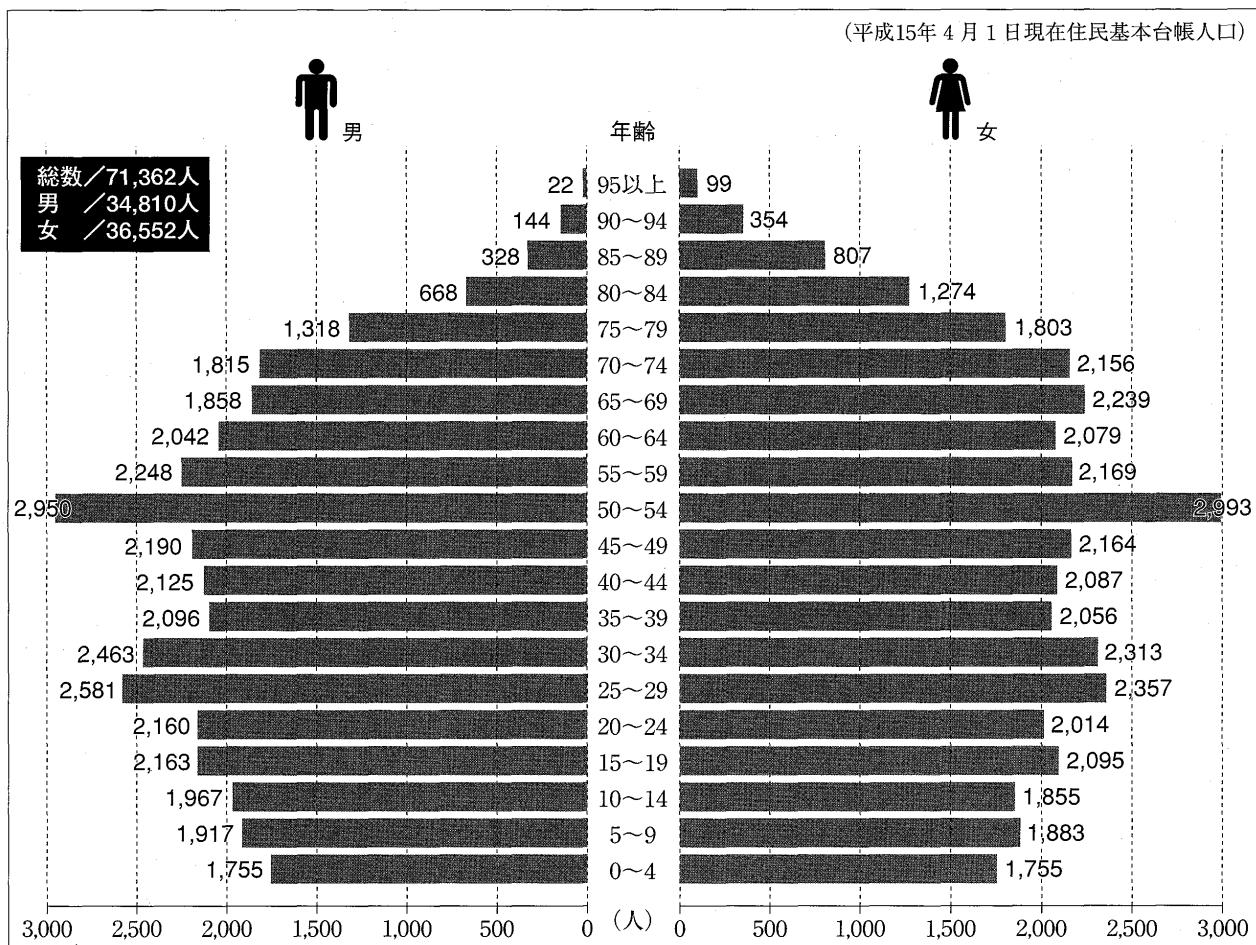


図1 年齢人口のグラフ

るとともに、700年の伝統をもつ越前打刃物から電子・自動車部品など福井県最大の製造品出荷額を誇る工業都市でもある。

人口は平成16年3月で74,068人と平成11年の70,941人から微増し、出生数が死亡数を上回っているのが特徴である。出生率も1.5前後を推移し全国平均より高く、少子化の危機は首都圏のように切実ではない。世代構造も50～55歳のベビーブーマー世代が一番多いものの40、30、20代人口も遜色なく、全体にバランスが取れている。高齢化率も地方都市には珍しく20%をやっと超えたくらいである。出生率が2を超えない限り高齢化

率は、今後上昇する見込みであるが、出生率が平成15年で持ち直しているのが希望である。

これは産業が活発で若い人の就労の場に恵まれているからである。現在は福井県で県庁所在地の福井市の次に人口が多く、平成17年10月に今立町と合併し、越前市と成り歴史旧跡も残す観光と産業の中心として一層発展が予想されている。

## 2) 子育て支援の現況(平成16年度現在)

認可保育園が19ヶ所で定員合計が2,145人ということは、武生市約4,300人の就学前児童の半分が保育園を利用できることになるが、全国平均では就学前児童の

表2 公的子育て支援施設の現況 (平成16年度現在)

(保育園・幼稚園)施設	公立定員数		私立(福祉・学校)定員数		合 計	
保育(認可)	5ヶ所	570人	14ヶ所	1,575人	19ヶ所	2,145人
幼 稚 園	12ヶ所	1,050人	4ヶ所	510人	16ヶ所	1,560人
合 計	17ヶ所	1,620人	18ヶ所	2,085人	35ヶ所	3,705人

25%が保育園利用者であるから、武生市ではその2倍の子供が利用できることになる。これは若い夫婦の共働き世帯が多く、働く母親を支えるため保育サービスが充実しているお陰である。また、祖父母との同居世帯率も都市に較べ高く、これらが出生率にも反映されていると思われる。

しかし、認可保育が充実していることは市の公費投入はかなりの額となる。公立は5園で社会福祉法人立の保育園が14園と多く、運営費はかなり助かっている。幼稚園も16園あり、公立が12園で定員1,050人、認可保育園の定員と合計すると3,195人で就学前児童のほぼ74%が認可か公立幼稚園が利用できるという恵まれた環境である。公立幼稚園の多さは午後の預かり保育などの普及が少ないなど共働き家庭には利用しにくく、専業主婦には利用料が低額で不満がのぼってこなかつた要因であろう。

首都圏では認可外保育利用者と学校法人の幼稚園利用者の占める割合が多いのに比べると、武生市の市民は公的な保育・幼稚園教育の機会に恵まれ、保育園と幼稚園の格差はともかく、公費の恩恵は全体では大きいといえる。

### 3) 学童保育・児童クラブ

共働きの家庭が多いことは、学童クラブが充実していることからもうかがえる。児童センター付属が5ヶ所（月7,000円）、保育園併設が13ヶ所（8,000円）、保健センター付属（2,000円）1ヶ所の計19ヶ所で、利用料も夏休みでも10,500～12,000円と適切で利用しやすいように公費が投入され、働く母親に手厚い。

それ以外の子育て支援では、保育園を利用していない在宅の育児に関しては、19園全保育園で月1、2回開催される親子教室、子育て総合センター、6公民館で活動する子育てサークル、7児童センターでの幼児教室、児童クラブなどがある（月2回）。自主的な母親が中心の子育てサークルも5つ、公民館を拠点に月1回活動している。これは場所と事務的支援を公民館が行っている。

## 3. 武生市次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会について

### 1) 次世代育成支援対策推進行動計画策定委員の構成、任期について

市が選んだ団体の長、学識経験者、市会議員、旧エ

ンゼルプランの作成者、公募市民5名の併せて31名の構成による委員会であった。また、任期は平成16年1月29日から平成17年3月31日までとなっていた。

筆者が次世代育成支援対策推進行動計画策定委員に応募した動機は、昨今の不幸な境遇の子供達をニュースで見て少しでも役に立てたらという気持ちがあった。また、妻が保育士として働いているときに体験した、障害児の不遇な保育環境についての疑問も後押しをした。公募委員は、次世代に関する作文での選考であったが、応募者が少数のためか応募者全員が策定委員となれた。

### 2) 3部会構成について

具体的な計画を早く立ち上げるためと大勢の委員が意見交換しやすいよう、以下の3つの部会にわけられた。第1部会（楽しい子育て部会）…子育ても仕事もしやすい支援策を主に検討。

第2部会（豊かな心を育む部会）…教育や生活環境の面から安心して子育てできる支援策を主に検討。

第3部会（健やかな成長を育む部会）…保護者と子供の健康や生活の支援・子供の権利を守る施策を主に検討。

筆者は興味があった第2部会に希望どおり参加したが、与えられた課題の主要なものは「次世代の親の育成」「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」「家庭や地域の教育力の向上」であった。

### 3) ニーズ調査について

第2回目の委員会で突然ニーズ調査の提案があり、その内容が事務局から説明された。幼稚園・保育園児、小学生及び在宅児を抱える家庭を対象に2000枚以上を配布して実施するというものであった。ニーズ調査とは委員会の議論のプロセスで必要となるデータを収集するために実施するものと思っていたので、少々驚いた。

委員会で吟味や議論もないまま、ほぼ完成された状態で提案されたニーズ調査で、本当に計画に役立つか疑問に思ったが実施された。第2部会ではこの調査結果をほとんど使用せずに計画を作成したが、出来上がった計画全体においても、あまり反映はされていないようであった。国の方から指導があった調査であろうが、費用もかかるのでそれぞれの自治体に応じた独自の小規模な調査だけを実施できないか、また調査の意義をもっとよく検討すべきではと一市民として感想をもった。

前掲のニーズ調査は保護者対象であり、あまり真実

を反映しているとは言えない場合もある。理由は回答者が大人であるため、無意識にこうでなければならぬという理想論で回答することが多いからである。そこで、正直に回答してくれそうな小学校入学前後の子ども達に、生活環境についてのアンケートをしたいと部会にアンケートの素案を提出した。

オブザーバー参加の大学関係者からは「作成者は普段から現代の子どもの食生活やいじめ問題に関心をもっていることが伺える非常に素晴らしいものだ」とコメントもあったが、計画策定までの時間が無かったため実施には至らなかった。

#### 4. 子供にとって有益な環境作りを目指した第2部会への提案

##### 1) 安心な携帯端末の利用促進

近年の子どもへの誘拐や犯罪の増加から子どもを守るために、安心・安全・安価な通信媒体として、PHSを市で配布し、子どもに持たせたらどうかと提案した。武生のような小都市でも小中学生において、昨今の公衆電話数の減少、防犯上のために、友達と気軽に電話・メールをしたい等が主な理由と思われるが、携帯電話を子どもに持たせる保護者が増えつつある。

しかし、携帯電話には、能動的・受動的に出会い系サイトと接触する機会が多い、強すぎる電磁波の影響、使用料が高額になりやすい等の欠点がある。PHSならば、出会い系サイトと接触する機会が少なく、通話相手先が限定できるタイプで通話料別で月額千円程度であり、通話料金も携帯電話より安価なので、親が費用の心配することもない。また、メールも友達と自由に交換することも出来る。そしてなにより、電磁波が携帯電話の数分の1から100分の1というデータがある。防犯上有益な位置情報も携帯電話に較べシステム上圧倒的に正確であるという点からも、武生市が補助するなどして、PHSを小中学生に持たせることを提案した。しかし、携帯電話と比較して山沿いのエリアが狭く、全小中学校を対象と出来ないこと、こういったことに補助する前例（現在武生市においては防犯ブザー購入の補助すら無い）もあまりないことから受け入れられなかつた。しかし、保護者に推薦することは可能で、市も紹介していくとの回答を得た。

##### 2) 学校等における防犯ブザー練習の徹底

近年、非人間的な大人の増殖により、児童等を取り

巻く環境は著しく危険な状態となっている。そのような中で、児童等本人の防犯意識向上は必須のものとなっている。児童の身を守るために防犯ブザーを全員に持たせて、定期的に電池確認や作動練習を学校で実施して欲しいと提案した。しかし、そういうことは家庭で行って欲しいと言われ、受け入れられなかつた。

##### 3) 夏休み期間を短縮して子どもの資質向上

最近のニュース等では、日本の生徒・学生の学力低下が危惧されている。他方、総合的な学習の時間も貴重なものとなっている。そこで、各教科の学習時間を十分に確保しつつ、総合的な学習も行おうとすれば、全体的な授業時間を増やすしか方法はない。そういう現状は、夏休み期間中の補習授業を増やす学校も出ていることからも、明らかと言える。

そもそも夏休み期間は、冷房器具もほとんど無い時代に避暑のために設定されたものであり、現在まで殆ど見直しをしてこなかったのである。教室で冷房器具を設置すれば、真夏でも容易に学習ができる。減らした夏休み期間に相当する期間は出席日数にカウントせず、各個人の資質向上の希望参加とすれば、長期間の夏休みだからできるプランの実行など、夏休みが本来持っているメリットも損なわれないはずである。

そうすれば、十分な補習、総合学習時間が確保できることはもとより、夏休みを契機として、非行に走ることや、夏休み期間でなければ接觸することもなかつた誘惑の機会等を間接的に減少させることができる。更に武生市で今問題になっている幼稚園離れの理由が、保育日数の短さだとすれば、一石を投じることも可能と思われる。

そこで、夏休み期間の変更手続きも武生市レベルで可能ということを確認し提案したが、夏休みの長い歴史もあってか全く受け入れられなかつた。

#### 5. 育児支援についての提案

##### 1) 育児支援の従来の偏りについて

年金は、子育て中の若い世代の保険料も大きな支えになっている。日本では社会保障給付全体の7割が高齢者への給付となっており、子どもと家族への給付は全体の3.5%で高齢者の20分の1となっている。日本での社会保障給付は世代間の不公平が明らかである。ヨーロッパ諸国ではドイツの第1・2子約1万5千円、第4子から2万円、スウェーデンの第1・2子1万2千

円、第4子から2万円などと、日本の第1・2子が5,000円、第3子から1万円の2倍以上の児童手当が受けられる国が多い。その上、日本は両立支援で働く母親への公的支援が大きかった。

委員会で専業主婦に対する現金支援について質問した。「家庭でしっかりと子育てしている専業主婦は、保育に税金を使わせていないので、市にも貢献しているはず。保育園にばかり多く税金を使うのはおかしい。」と提案したところ、第1部会において審議することとなった。以下の説明を提案理由として第1部会に語った。

## 2) 武生市の保育と在宅育児の格差及び提案理由

専業主婦が社会にどれだけ貢献しているかを武生市の場合で試算してみる。保育園に預けている園児一人当たりの必要経費に対し、市の税金投入の月額は人件費などで、0歳児約30万円、1歳児約52,000円、2歳児約38,000円、3歳児約6,800円、4歳児約△600円、5歳児約3,000円が投入されている。3～5歳児は全て1万円以下の投入にもかかわらず、実に0歳児に対しては約30万円も投入されている。これは、武生市での一般的な家庭の保育料が3歳以上で3万円であること、2人以上同時入園の場合、2人目の保育料が半額、3人目が無料という制度からしても、3～5歳児の保育料を0～2歳児不足分に充てているとも解釈できる。0～2歳児のすべてが保育園に入園すると市の財政は破綻する。この事実が保育一辺倒になりがちな行政の矛盾を表しており、育児専業主婦に頼り切った財政計画と言える。

つまり家で子どもの面倒を見ている人、特に0歳児

を家でみている専業主婦は、市税だけでも30万円を使わせない分、市の財政に貢献しているといえる。県や国の税金を含めると約61万円の負担軽減に寄与していることになり、貢献度はかなり大きい。<sup>(注4)</sup> 乳幼児を家でみるのが親にも子どもにもよいことは、北欧先進諸国の育児休業取得が一般的であることや乳幼児保育を利用しない親には育児手当が出ることにも現れている。フィンランド、ノルウェー、スウェーデンなどでは出生率も高く、児童の教育レベルも高い。

そこで、家庭保育に対する「在宅育児手当」が必要である。3～5歳児の保護者が0～2歳児の保育のコストをカバーしているような保育料の仕組みも考え直すべきである。3歳以上児の保育料が経費に比べ高いということだ。乳幼児から保育園を利用した世帯はそのくらい負担しても良いが、3歳以降からの保育園利用者にとっては、全体の保育料利用者負担分のマイナスをカバーしている格好になる。

結論としては、少子化解消の旗手である育児専業主婦がトータルコストで一番不遇であると言える。なお、保育料については所得に対しての応能負担であるので、3歳以上の利用者全員がコストより多く負担しているというわけではない。

## 3) 育児専業主婦及び多子家庭への直接支援制度の第1部会への提案

① 0～2歳を家庭でみてくれている主婦に在宅育児手当を支給する。現在0～2歳児にかかっている市税を上限として検討する。育児休暇中で会社から補償手当を支給されている人は金額に応じて減額する。

表3 公立保育園における公費投入

(平成15年度現在・豊田試算) (単位: 円、人)

園児年齢	各年齢別年間人件費 A	現状園児数 B	園児一人当たりの月間人件費 A/B/12	園児一人当たりの月間管理費 C	園児一人当たりの月間平均保育料 D	園児一人当たりの月間公費投入額 A/B/12+C-D	園児一人当たりの月間市費投入額
5歳	50,972,979	115	36,937	13,687	21,075	29,549	2,840
4歳	45,875,681	127	30,102	13,687	21,075	22,714	-614
3歳	71,362,170	133	44,713	13,687	21,075	37,325	6,770
2歳	147,821,638	116	106,194	13,687	21,075	98,806	37,841
1歳	91,751,362	57	134,139	13,687	21,075	126,751	51,964
0歳	81,556,766	11	617,854	13,687	21,075	610,466	296,420
	489,340,595	559					

「各年齢別年間人件費」は、正規保育士の給与だけでなく、臨時、パート、シルバー、調理士などの給与を含む。

②3人目は保育料を無条件で10分の1、4人目以上は無料にする。3人目以降から年齢が離れる場合が多いので、現行制度では不十分である。

③3人以上子供がいる家庭は、子供全員のそれぞれが小学校卒業まで医療費負担を現在の10分の1、4人以上子供がいる家庭は全員卒業まで無料にする。3人目以降から年齢が離れる場合が多いので、現行制度では不十分である。

④3人以上に出産祝い金を出す。福井市（3人目以上は20万円）の例では中途半端な額で効果は少ないと思われる所以、3人目50万円、4人目以上100万円位を提案する。

#### 4) 「在宅育児手当」提案等に対する第1部会での議論

「在宅育児手当をどのくらい出せば子供を産んでくれると思うか？」という質問があった。「出産祝い金をいくら出せば産んでくれるだろうか？」という質問と同じで、場当たり的な僅かなお金では、誰も出産を意識しない。極論であるが、一人成人まで育てれば保護者に2千万円支給（成人するまでにかかる費用相当）となれば、少子化問題は一気に解決するはずである。しかし、そんな額は実現不可能であるが、経済性に敏感な現代の育児世代は、育児の経費補填が多ければ多いほど次子の出産を意識するのは当然である。例えば、オーストラリアは日本より出生率は充分高いが下降気味であることから、出産ボーナスとして全新生児に25万円支給することにしている。<sup>(注5)</sup>

次によくある意見であるが、「専業主婦は税金・年金で特別な配慮がされているので、現行制度のままで良い」というものだ。税金については平成16年分より配偶者特別控除が廃止され、所得税と個人住民税の定率減税の縮減も行われる。年金の第3号扱いも、いつまで現行制度のまま維持されるか分からぬ。確實なことは、国（税金）を支える子供を増やさないかぎり、税源、年金財源は縮小となり、税金・年金改正を進めざる得なくなり、子どもとその親世代には制度そのものが厳しい状況になる。<sup>(注6)</sup>

また、現在の専業主婦への税金・年金の優遇措置は、子どもが居ない家庭や子どもが1人の家庭と多子家庭がほとんど同じ扱いである。現行制度が2人以上の子どもを育てる専業主婦を支援していると言えるか、疑問である。現代は男女とも短大、専門学校、大学の高等教育を受けるのが普通という時代になっている。一

人前にするのにお金がかかる時代に、従来のスローガンやマスコミのキャンペーンに見られる母性や個人の家族意識に働きかけて少子化が解決する等という方向は、あまり効果があるとは考えられない。

#### 5) 第2部会へのその他の提案

最終の計画案にも盛り込まれた幼保一元化の総合施設建設は、委員の中では斬新なイメージがあったが、全国的には先行例は多い。武生市の公立幼稚園は、子どもの少ない地区を中心に縮小傾向にあるが、市のベッドタウンである北新庄地区のみ旧来から近くに公立幼稚園が無く（同地区には私立幼稚園、私立保育園も無い）、小学校の横に公立保育園が隣接するという不自然な状態となっている。公立保育園では午後4時頃に迎えに来る人も相当いることから、幼稚園の需要があるのではないかと考えた。地区の子ども人口も増加傾向にあり、多様な育児の受け皿づくりが必要である。新たに単独の幼稚園をつくるのは困難であろうから、幼保一元化施設を提案した。<sup>(注7)</sup>

以上、委員会及び部会に色々提案をしたが、いくつかでも実現してもらえばという思いであった。具体的データを提示し説明したが、各委員には現代の次世代の置かれている実情等を研究・議論する期間が非常に少なく、提案内容の理解も得られないまま大半が採用されなかつた。委員会の進行上議論が尽くされなかつた具体的意見については、市民への広報も兼ねてパブリックコメントという形で市に提出した。その結果は武生市の児童福祉課のコーナーに掲載されている。

### 6. 委員としての経験の成果

#### 1) 公的委員会の意味と市の姿勢

策定多忙の中、仕事の都合をつけ、午後7時から始まる委員会・部会に全回出席することが出来た。このような委員会は公職関係の委員が多いことや事務局の役所の勤務時間の都合から、昼間に行なう自治体が多いと聞く。その意味で武生市は仕事を持つ公募委員が参加しやすい体制を取っていること、他の公職の委員も就業時間を犠牲にしないで済んだことは評価できる。また全体で述べ40回以上の開催回数となった策定委員会、部会等を運営実施した市担当課の努力も評価できた。サポートする事務局職員の苦勞もまた大変なものだったであろう。

また部会の中では、今まさに悩みを抱える青少年の

ために活動、努力している委員との出会いで刺激される面もあった。その反面、既成概念や古い育児観に囚われている委員が多いことは、世代と立場による子育て観の違いを改めて認識させられた。人口7万ほどの地方市の計画策定委員会でもこうであるから、国の子育てに関する政策が簡単に変更・決定できないことも容易に想像された。

## 2) 個人の生活面での変化

自分が委員となって一番変わったことは、何より妻に対する態度である。保育士の資格はあるとは言え、専業主婦に長年留まっていると、主婦は収入がないのだから育児をして当たり前と思い、就業女性より育児専業主婦を相当低く評価していた。今回の委員会を契機として自習し、育児の果たす重要な意義と育児専業主婦の社会的貢献度を充分認識でき、むしろ育児専業主婦に経済支援をしないのが不当と思えるようになった。結果として、パートナーとしての妻の育児への貢献を正当に評価し、妻への態度が自然に変わっていったのだと思われる。

最後に自分の家庭のように、すべての育児専業主婦や多子家庭の社会への貢献が適正に評価され、報われる社会になることを切に期待している。これからは自分の子の育児であっても、社会貢献の大きさから、職業と評価されても良い時代に入ってきたいる気がする。

## 7. 次世代育成支援推進計画の今後

### 1) 子育て支援と保育サービスのあり方

待機児童50人以上の自治体は「保育計画」策定が義務付けられている。乳児保育で多くの待機児童を抱えている首都圏では定員増を認可保育園だけでは対応しきれず、認証保育園、横浜方式の民活化を取り入れている。これは1997年の児童福祉法改正では実現しなかった認可保育制度の抜本的な規制改革であり、政府の規制改革推進会議が強力に推し進めている動きである。しかし都市部での乳幼児保育へのニーズは高まる一方で、認証であれ横浜方式であれ、認可制度に準じているので公費投入は増大することになる。

認可保育利用者と認可外保育の利用者と保育を利用しない世帯への公費の格差は近年データとともに子育て支援の議論に登場するようになった。<sup>(注8)</sup> 武生市の例では、市民である豊田氏の分析によって、乳幼児

保育と3歳以上保育のコストと保育料(利用料)の格差、また幼稚園など保育サービスを利用していない世帯との公費恩恵の格差が試算されたが、一般住民にはほとんど認識されていない。

これは認可保育制度の半分公費負担で残り半分が利用者負担で賄われるという建て前が守られておらず、利用者の負担を増やさないため不足分を、一般住民税の持ち出しで市町村が負担している実情が知られていないからである。つまり本来なら市町村は保育運営費全体の12.5%を民生費で負担すればよいのだが、乳児保育の人数によって運営費がかかる自治体や利用者層の所得が低い場合は、実際には利用者負担分の不足分も含めて必要額の30%以上も負担することがある。これは市民全体の税金であり、保育サービスを利用してない在宅育児の世帯の税金も含まれている。

この要因は特にコスト高の乳幼児保育、応能負担による利用者保育料の徴収額の少なさである。ここから豊田氏だけでなく、在宅育児には育児手当の提言が出てくるが、一般専業主婦の母親からの提案ではない。

(注9)

### 2) 今後の次世代育成支援と市町村

全都道府県が2005年の7月までに次世代育成支援対策推進行動計画を策定完了した。市町村では2005年の4月をもって全体の45.8%の自治体が策定した。<sup>(注10)</sup> この策定過程で武生市のように、様々な子育てに関しての意見が交わされ、両立支援や保育制度の矛盾点が住民側から指摘され、在宅育児手当やすべての親にオープンな保育サービスという形が提言されることは意義深いことだ。

本来なら在宅育児の母親からの提言、認可外保育や子育て支援のNPO関係者などからの提言がもっと多くあるべきだが、機はまだ熟していない。

今後認可保育の非利用世帯にも新生児への育児相談家庭訪問、一時保育の利用券配布<sup>(注11)</sup>、保育ママの派遣利用、保育園の親子教室参加、地域子育て支援センターの充実など、格差を埋める動きが多くの自治体で始まっていくだろう。次世代育成支援対策推進計画はそのための土台づくりであり、合併による市町村の足腰が強化される平成18年以降、市町村による次世代育成支援対策の具体的動きが、各市町村で活発化することが予測される。

注

- (注1) 武生市次世代育成支援行動計画策定委員会公募委員
- (注2) 2004年の年金改正の数的根拠となる出生率数值も厚生労働省は、希望的推論で常に現時点を最低として今後上向くと推計していたが、実際には2005年発表された数字は1,289と下降していた。
- (注3) 尾辻厚生労働大臣が平成17年1月、従来の少子化対策の非効果を認め、政府の「少子化社会対策大綱」では子育て家庭すべてを対象にする方針が強調されている。
- (注4) 現認可保育の措置費のシステムでは全体の半分を公費、残りが利用料で賄われる。公費の配分は国半分、残り都道府県と市町村が4分の1ずつである。ということは市町村の負担と同額を都道府県が、また2倍を国が負担していることになる。
- (注5) このような出産祝い金は一定期間の出産奨励策であり、出生率が戻れば減額したり廃止できる。これこそ一時的少子化対策で家族政策とは言えない。

- (注6) 社会保障のために、国の税金負担者を増やすために子どもを産んでもらおうというのは少子化対策で、女性や母親はこのような政策には反発が強い。
- (注7) 総合施設として平成17年度のモデルケースは36ヶ所で半分以上が学校法人、3分の1が市町村立による。福井県にはない。
- (注8) 保育・児童福祉関係者からではなく社会保障畠、少子化の原因を究明する社会学者がこの格差を問題にしている。
- (注9) フィンランドの在宅育児手当は育児休業中や保育サービスを利用しない母親からの権利として主張され実現している。
- (注10) 4月1日時点の報告によると、市町村の策定率の高い県は秋田県の91%、沖縄県の90%、鳥取県の85%が策定済みである。
- (注11) 石川県では非利用世帯に年間一定数の一時保育利用券を配布、マイ保育園として妊娠中から間近の保育園に登録され、育児教室や出産育児教室へ参加できる仕組みができた。